

地域貢献に関する協議会の結果報告書

熊本市長 幸山 政史 様

株式会社 イズミ

代表取締役 山西 泰明

広島市東区二葉の里三丁目3番1号



株式会社 九州ケースデンキ

代表取締役 坂下 陽一

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号



大型店の立地に関するガイドライン第2・1-2-3の規定により下記のとおり報告します。

記

1 特定大型店の名称

ゆめタウン大江

ケースデンキ熊本中央店

2 特定大型店の設置場所

ゆめタウン大江

: 熊本市中央区大江三丁目6番25の一部

ケースデンキ熊本中央店

: 熊本市中央区大江三丁目6番25の一部

3 協議会の名称

ゆめタウン大江及びケースデンキ熊本中央店合同地域貢献協議会

4 協議会の実施状況

(1) 実施日時

平成26年8月29日(金) 10:00~11:20



(2) 実施場所 (会場名等)

大江校区公民館 2階大ホール

(3) 出席者 (名簿添付のこと)

別添 資料-1 のとおり

(4) 協議会開催次第 (資料添付のこと)

別添 資料-2 のとおり

(5) 協議会出席者からの意見、質問及び店舗側出席者の応答内容
(議事録添付のこと)

別添 資料-3 のとおり

(添付書類)

配布資料

熊本市大型店の立地に関するガイドライン及び地域貢献計画書

第1回 ゆめタウン大江及びケーズデンキ熊本中央店

合同地域貢献協議会 式次第

合同地域貢献協議会 設置要綱

合同地域貢献協議会 委員名簿

ゆめタウン大江及びケーズデンキ熊本中央店
第1回 合同地域貢献協議会

式次第

1. 開会

- ・メンバーの紹介

2. 地域貢献協議会の設立

- (1) 設立の趣旨、協議会設置要綱
- (2) 会長、副会長の互選
- (3) 運営の仕方
- (4) その他
 オープン後の状況報告
 意見交換等

3. 閉会

別添 資料－3

議事録

ゆめタウン大江及びケースデンキ熊本中央店

第1回 合同地域貢献協議会 議事録

1. 第1回合同地域貢献協議会 平成26年8月29日（金）10：00 ～ 11：20
大江校区公民館
2. 協議会委員の紹介 各人ご挨拶 （別添資料－2参照）
3. 熊本市ガイドライン説明 (株)イズミ 開発本部 山田 正彦
4. ゆめタウン大江及びケースデンキ熊本中央店合同地域貢献協議会設置要綱（案）承認
5. 会長・副会長の互選 会長 大江校区自治協議会会長
副会長 (株)イズミに一任
6. 運営の仕方 合同協議会設置要綱に基づく運営
7. オープン後の状況報告
 - (1) ゆめタウン大江 阪口店長
 - ・ オープン後のお客様の推移、年代別状況
 - ・ 周辺交通状況は渋滞なし
 - ・ 駐車場は、平日は平面駐車場でほぼ満車、屋上10％程度
繁忙日で屋上80％、満車状態になっていない
 - ・ 客数の時間帯別では夕方16：00以降の構成比が高い
 - ・ 客数の曜日別では火曜、土曜、日曜が高い
 - ・ 駐車場が満車状態にならないため、課金ゲートは開けて
いる
 - ・ 自転車の来店客が多い
 - ・ 要望商品の品ぞろえ、駐車場の落下防止のためフェンスの
設置、小学校の社会科見学、自転車の空気入れ設置、宅配
サービス9/3より各項目実施を計画。
 - ・ 現在下記のお客様の強い要望がある
 - ①大江小学校側を出入口にしてほしい
 - ②営業時間を23：00までにしてほしい
 - (2) ケースデンキ熊本中央店 廣瀬店長
 - ・ オープン後の客数の推移状況
 - ・ 駐車場は、満車になっていない
 - ・ 身障者2名ハローワークより採用

8. 質疑応答

No.	ご 意 見	回 答
1	・大江小学校側出口は、現在交通整理員を配置していないとの事だが、交通整理員を登下校時間帯だけでも配置してほしい。	・検討いたします。 ・大江小学校側出口ではありませんが、県立劇場前の道路出入口には、歩道と自転車専用レーンがあり安全確保のために交通整理員を配置して誘導を行っていましたが、車側からは早目に入出庫車両を止めるとクレームがあり、自転車側からも歩行者誘導のために止めた車が自転車専用レーンを塞ぐとクレームが多かった。交通整理員を配置しなくなってから車の流れもスムーズになり、クレームもなくなった事例もあります。
2	・商品の配達のエリアは拡大できないか？	・商品の宅配を計画エリアで実施して、交通事情や受注状況等をみて拡大できればしていきたいと考えています。
3	・協議会の開催について、時期やどんな状況で開催すればいいのか？ ・市のガイドラインでもあるので市の意見はどうか？ 事例はあるのか？	・基本は設置要綱に沿った開催とします。個々のご意見等は、店長へ言って頂ければと思います。大きな問題が発生した場合、協議会を開催してご意見等をお伺いしたいと考えています。 ・（市）平成24年に県より大店立地法の事務が委譲され、同時に「大型店の立地に関するガイドライン」を制定しました。 同ガイドラインは、設置者による主体的な地域貢献を定めたもので、これまで手続きに沿って出店計画書の説明会や地域貢献計画書の説明会等がなされてきました。 また、同ガイドラインにおいて開業後に設置を求めている地域貢献に関する協議会については、地域住民の方々等とコミュニケーションや連携を図り、地域の実情に応じた地域貢献を進めていただきたいということから、設置をお願いしているところであり、本市では今回が初め

		て同協議会が設置されたケースとなります。 協議会の開催時期につきましては、同ガイドラインにおいて、開業後概ね 3 ヶ月、1 年後、2 年後の開催を求めています。 以後の開催時期及び委員の召集については、事務局より提案し召集されることになるかと思っています。 ・開催時期については、事務局から会長に提案して開催していきたいと考えています。
4	・ ケーズデンキの地域貢献計画書では、防犯等の計画で「計画なし」とあるが、防犯、防災において防犯カメラの必要性は高い。また大きな抑止力になるため、「計画検討」としてほしい。	・ 計画なしと記載していますが、現状では店内で多くの高額商品を取り扱っているため、防犯カメラは設置して防犯対策しております。 人通りの少ないところに関しましては今後検討していきます。

協議会実施状況写真

大江校区公民館 平成 26 年 8 月 29 日（金）10：00～11：20



ゆめタウン大江及びケースデンキ熊本中央店
合同地域貢献協議会設置要綱

(目的)

第1条 この協議会は、ゆめタウン大江及びケースデンキ熊本中央店が地域の声を反映し、生活環境を配慮しよりよいまちづくりに貢献していくことを目的に設置するものとします。

(協議会の名称等)

第2条 ゆめタウン大江及びケースデンキ熊本中央店は、地域の皆様、関係機関のご協力を得て、次のとおり協議会を設置します。

- | | |
|-------|---|
| ア 名称 | 「ゆめタウン大江及びケースデンキ熊本中央店」合同地域
貢献協議会 |
| イ 設置者 | 株式会社 イズミ
株式会社九州ケースデンキ |
| ウ 場所 | 熊本市中央区大江三丁目2番40号
ゆめタウン大江
Tel 096-211-5500 |

(協議会の役割)

第3条 この協議会は、次の事項について協議します。

- | | |
|---|----------------|
| ア | 生活環境に関すること |
| イ | 地域貢献に関すること |
| ウ | まちづくりの推進に関すること |
| エ | その他 |
- 2 協議会は、個人間の私的事項、店舗経営の重要事項、その他協議会の目的上適当でない事項については、議事から除きます。

(構成)

第4条 この協議会の委員は、別表のとおりとします。

- | | |
|---|--|
| 2 | 委員に欠員が生じた場合は、後任者を選任するものとします。 |
| 3 | 後任者の選任に当たっては、協議会の同意を必要とし、任期は、前任者の残任期間とします。 |
| 4 | 必要に応じてオブザーバーを参加させることができるものとします。 |

(会長・副会長)

第5条 この協議会に会長、副会長を置き、委員の互選により選出します。

2 会長、副会長は、次の役割を担任します。

ア 会長の役割

(ア) 協議会を招集すること。

(イ) 協議会を総括するものとし、協議会の議事進行を行うこと。

イ 副会長の役割

(ア) 会長を補佐すること。

(イ) 会長が不在の場合、会長の役割を担任すること。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし再任できるものとします。

(招集)

第7条 協議会は、オープン後、1年後、2年後の3回開催するものとし、会長が招集します。

2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上から開催の要求があった場合、会長は協議会を臨時に招集するものとします。

(議決)

第8条 協議会における話し合いは、その性質上委員の話し合いにより円満に進めていくことを原則としますが、採決の必要が生じた場合は、多数決で決めるものとします。

(※多数決＝3分の2以上出席者でその過半数とする)

(継続又は解散)

第9条 協議会設置後2年目に開催する協議会において、協議会の継続又は解散を議決するものとします。

2 継続する場合は、1年ごとの延長とします。

(費用負担)

第10条 協議会運営に係る費用負担者は、ゆめタウン大江及びケースデンキ熊本中央店とします。

2 委員の出席に要する経費及び報酬等は原則として負担しないものとします。

(事務局)

第11条 この協議会の事務局は、ゆめタウン大江に置くものとします。

以上